

安政二年 倉約令（要約）

（二十九ヶ条のうち、最後の五条が
皮多身分に対して出された）

男女とも着るのは木綿に限ること。衿・袖口にも、田舎絹以外は使用しないこと。
綿入れや目立つ染め物は使用してはならない。夏物は木綿の浴衣とする。
髪飾りは目立たないようになるとこと。女性のくし・こうがい・かんざしは、竹・木・銅・
真ちゅうの外は使用してはならない。

身元が確かな使用人を使っているほどの者は、持つてある田舎絹紬であれば、裏地・下着
・帯などに使ってもよい。

手紙や贈答のやりとりをしてはならない。家族・親族の中でのやむを得ない吉凶のとき、
安い品を贈るのは特別のこととする。年頭・歳暮・節句等の祝儀も同様である。

村の祭礼や婚礼など親類の集まる時の料理は、一汁一菜・なますあえ・酒三献までとする。
吉凶のときのかずきや凶事のときの上着は夏冬とも晒を用いること。

用事での集まりや、特に親しい人が遠くから訪ねてきたときに出す食事は、腹が調う程度
の手軽なものでよい。

笊ぶりは許可書を身につけ、法で定められた三十一種類の外は、売買を厳重に禁止する。
町方の商人が、村で商いをするときも三十一種類の外は禁止する。

他国の商人が入り込んできても売買をしてはならない。また、一夜たりとも宿をしてはな
らない。

茶屋ならびのところは、旅人の助けになる程度の簡単な品々はこれまで通り商いをしてよ
い。新規の商売は禁止する。

茶屋ならびのところへ出かけて仕事をし、屋敷替えすることなどは禁止する。
町方で、法に違反せず店商いをすることはこれまで通り。行商をしてはならない。

船着場のあたりでは、酢・醤油・あぶら・材木・狐具など簡単な日用品を取扱うことはか
まわない。

手作りの草履・草鞋・青物類や海辺でとれた塩・小魚などを耕作の合間々々に城下や町方
に持つていて行商することはかまわない。

往来以外で、清酒などを売ることはいつさい禁止する。
村役人がお役目で集まるときは、それぞれ弁当を持参すること。もちろん禁酒である。

生菓子の類は、一つ三錢より高いものは売買しないこと。
家の造作は、身分に過ぎないこと。

日傘・雪駄は用いないこと。ただし、女性は白渋張傘はかまわない。
雨の日は、蓑笠を用いること。手傘を用いるとしても、竹の柄で白張傘と栗下駄の外は使
つてはいけない。

村方で髪結いを職業にしている者がいると聞いているが、今後いつさい禁止する。
ただし、三駅（三石・片上・藤井）や町方や船着場では特別とする。もつとも、村方の者
がそこに行つて髪を結つたり剃つたりしてはいけない。

何を家業とするでもなく遊び暮らしている者がいたならば、捕らえて取り調べること。
村の医者は、白張の日傘はかまわない。その外のことは、平百姓と同じとする。

穢多身分の着物は、無紋・渋染・藍染に限ることはもちろんである。しかし、急に作り替
えてはかえつて費用がかかり困るであろうから、これまで所持している粗末な木綿の着物
なら、しばらく着用してよい。持つているものでも、紋付はいけない。もとより新たに
作る場合は、藍染・渋染の外は決して作つてはならない。
目明したちは、普段の服装が百姓と違つてるのでこれまで通りでよい。もつとも絹類は
使用してはならない。

雨天のとき、隣近所へ行くときははだしでは迷惑するであろうから、栗下駄をはくことは
ゆる。しかし、顔見知りの百姓に出会つた時には、下駄をぬいでいいさつすること。他
村などへ出掛ける時には下駄をはいてはいけない。
身分相応に暮らし、年貢を滞納していない者の家内女子は、特別に竹の柄の白張傘を使用
することを認める。

番役などを勤めている者たちは、役目で出掛ける時はこれまで通りでよい。もちろん絹類
はいつさい禁止する。